

## 令和元年第2回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
企画課長	山 内 明
環境経済課長	伊 藤 博 臣
健康介護課長	今 枝 貴 子
建設課長	森 泰 人
教育文化課長	田 島 茂 樹
郡教委学校教育課長	青 木 孝 憲

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第2号）

令和元年6月4日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、環境問題について、住宅地での農薬使用についてと公共施設、学校等におけるシックハウスの取り組みについてということで、化学物質過敏症について質問したいと思います。

今回取り上げるのは、アレルギーも含まれますが、化学物質過敏症などのように非アレルギー性の過敏症についてであります。この化学物質過敏症については、社会的理解がまだまだ進んでいない状況が根底にあります。

現在、推計で5万種類以上の化学物質が流通しています。さらに、日本では、毎年300種類を超える新たな化学物質が工業用として届けられています。

人類史上、これほど人造の化学物質の環境下に置かれたのは、20世紀以降のことです。そして、世界に流通する化学物質中75%が基本的な毒性テスト結果が公表されていないということが報告されています。この報告は、米国NGOの環境防衛基金の毒性の無知、1997年の発表であります。このように、商業主義が優先されるがゆえに、安全性がないがしろにされた結果が化学物質過敏症につながっているのではないかと考えております。

人類が化学物質に暴露され続けるということは、人類史上初めてであり、よくわかっていないところが多いと思います。これは、放射線に関することと同じことではないだろうかとも思います。

日本では、化学物質過敏症の発症者調査の例が少ないのが現状ですが、京都大学大学院教授内山巖雄氏による成人を対象とした調査では、全国でおよそ70万人、子供も対象に入れば、100万人ほどと推計できるようです。

しかし、医師の多くは、この病気に関心が薄いのが現状です。精神疾患、更年期障害等、別の疾患と診断を行ったり、原因不明とされることが多いようであります。2000年に、国立公衆衛生院、現国立保健医療科学院の内山巖雄労働衛生学部長、現京都大学大学院教授が行った日本国内の調査では、化学物質過敏症が人口に占める割合は、可能性が高いと診断されるのは

0.75%、可能性があるとは判断されるのは2.1%という報告になっております。潜在患者がかなりいるにもかかわらず、社会的に認知が進んでいないことで、明らかに体調不良を訴えたにもかかわらず、医師から異常なしと診断されることで、家族の理解も得られず、孤独に陥る患者も少なくないようです。

化学物質過敏症の患者が反応を引き起こす化学物質、主に家庭内にある物質として、発症者の90%以上に症状が出るものは、家庭用殺虫剤、殺菌剤、防虫剤類。発症者の80%以上に症状が出るものとしては、香水などの化粧品関連用品、衣料用洗剤類、防臭剤、消臭剤、芳香剤類、たばこの煙、シャンプーなどボディーケア用品類、灯油などの燃料類、ペンなどの筆記用具類、印刷物類などが上げられるそうです。これは、横浜国立大学、糸山景子氏らがCS支援センターの発症者488名のうち、回答者278名に行ったアンケート結果からの報告です。

そのほか、発症者が反応するものとしては、以下のようなものが上げられています。新建材・塗料から放散される化学物質、排気ガス、電磁波、においが強い天然のものなど、それはそれぞれ個人差があります。

このように、どこにでもある化学物質で反応を引き起こしてしまいます。目のかすみ、耳鳴りなど、体中のあらゆる部分に反応が起きますし、精神的不安定をも起こすこともあるようです。

化学物質過敏症では、一般のアレルギー症状の発症に比べ、はるかに少ない量で反応してしまいます。重症の場合には、数多くの化学物質に反応してしまうため、身の置き場がなく、昼夜苦しむこととなります。先日お会いした女性の方は、全面ではないものの、防毒マスクのようなマスクを常に装着して生活されているようです。また、地元、田代の方で、隣の空き地の雑草に除草剤を使用されたことで発症し、除草剤の効果がなくなるまで数カ月間苦しめられることがあったようです。転居ができればいいのですが、通常、そう簡単に転居はできません。

そうしたことを踏まえて、平成25年4月26日には、農林水産省消費・安全局長と環境省水・大気環境局長連名で、「住宅地等における農薬の使用について」の通達を出しました。

岐阜県と岐阜市では、専用のチラシの制作とともにホームページによる注意喚起が行われました。その冒頭部分では、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹及び住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理に当たっては、公園マニュアルを参考にし、農薬の飛散を原因とする住民や子供等への健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょうに始まり、詳しい内容やホームページの情報も記載されていました。

笠松町は、地域によっては農地と宅地が混在するところも多くありますが、笠松町のホームページのサイト内検索を行ったところ、平成29年8月号の広報「かさまつ」15ページに15行ほ

どの注意喚起があるのみでした。

笠松町では、化学物質過敏症対策として、農薬散布の適正化についてどのように考えていますか。周知はこの一回のみで終了したのでしょうか。また、農薬散布、特に除草剤による健康被害の状況はどのように把握されていますか。どれぐらいの健康被害を認知されていますか。化学物質過敏症相談窓口はどこになるのでしょうか、お答えください。

さらにもう一つ、最近、シックスクール、シックハウスと呼ばれる室内における化学物質による反応をしてしまうケースも多く見られます。化学物質過敏症を発症している方々が公共施設や学校での化学物質で症状が出てしまうことに対する質問です。

化学物質過敏症を発症している児童・生徒、教員は、学校を改修した場合の建築資材、床のワックス、香水やたばこ、校庭の樹木・草花の農薬等によって、新たに発症したり、重症化することが報告されています。学校が協力しても学校に通えないほどの重症の児童・生徒には、養護学校からの訪問教育などで対応するように文科省は指導しています。しかし、学校関係者には理解できる人材が不足していて、正しく理解されていないような場合もあるようです。

もう一つ特筆すべきことがあります。それは、化学物質過敏症の典型的な症状の一つに、集中力、思考力が欠け落ち、落ちつきがなくなる、感情の抑制がしにくくなる場合もあるということです。すぐにキレるのも、化学物質に暴露されることで粗暴になることもあるようです。よくよく調べてみると、軽度の発達障害ではなく、化学物質過敏症が原因だったということもあるようですが、化学物質過敏症の発症元を取り除くことで驚くほど改善されたということも珍しくないようです。有機リン系化合物が多動を引き起こすことが、2003年10月30日付朝日新聞で報道されています。

そこで質問ですが、二町教育委員会では、シックスクールについてどのように理解して対応されていますか。研修やマニュアル等がありますか。今までにそのような事例はありましたでしょうか。

また、笠松町においては、公共施設、学校等における対策マニュアル等は存在しますか。今後はどのように取り組まれますか、お答えください。

なお、主なデータは、NPO法人化学物質過敏症支援センターのホームページから出典させていただきました。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

まず環境問題の中で、第1点目に化学物質の過敏症対策としての農薬散布についてであります。県においては6月から8月までが農薬の危害防止運動の期間であることから、農薬を利

用される方に対する注意喚起として、広報「かさまつ」に掲載して啓発することとして、今、事務を進めさせていただいております。

また、その他の周知としては、農業者に対するものでありますが、農作業時において必要となる農薬については、農事改良組合長会議等の場において使用する時期や方法などを周知しているところであります。今後は、農作業以外で使用する除草剤などの農薬の適正使用についても広報してまいりたいと思っております。

農薬散布による健康被害の状況把握についての御質問であります。現在のところ、直接町にそのような連絡や相談等は受けておりませんが、また保健所等にも確認をさせていただきましたところ、町内にお住まいの方からの同様の相談はないと確認をしております。

また、化学物質過敏症の認知につきましては、香水などのおいを原因として発症する方も見えることから、化学物質過敏症の啓蒙と、来庁される方に配慮を求める掲示を行っているところであります。

化学物質過敏症に対する町の相談窓口の御質問であります。相談窓口としましては、症例が少なく、また高度な専門的知識を有することから、現在のところ、町に相談窓口を設置する考えはありませんが、町民の方から相談等があった場合は、県、民間の専門相談機関等を案内させていただき体制を整えていきたいと考えております。

シックハウスへの取り組みについての御質問であります。現在、町においては、対策マニュアル等はありませんが、毎年、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて、庁舎や中央公民館の特定建築物について、建築物環境衛生管理技術者を選任して、定期的に空気環境測定を実施するなど、施設の衛生的な環境の確保に努めているところであります。

また、多数の方が利用される庁舎については、化学物質過敏症で苦しんでいる方に対する理解と配慮を促すために、香料の使用について自粛をお願いする掲示を行って啓発に取り組んでいるところでもありますが、今後、他の公共施設においても、同様に理解を促すなど、施設の良い環境衛生の確保が図られるよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 青木学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（青木孝憲君） シックスクールについての理解と対応、研修やマニュアル、基準の有無、過去発生事例についてお答えいたします。

シックハウス、学校においてはシックスクールですが、これらについては、文部科学省「健康的な学習環境を維持管理するために」や、岐阜県教育委員会「シックスクール問題の理解と対応のために」などをシックハウス症候群対応マニュアルとして各学校と共有し、理解や対応に努めているところです。

シックハウス症候群とは、皮膚、目、鼻、咽頭等の粘膜の刺激症状、頭痛、目まい、吐き気、嘔吐、倦怠感、皮膚の発疹等を訴えるもので、揮発性有機化合物等の化学物質の空气中濃度が

高くなることにより、これらの刺激症状や中毒症状等の健康障害を引き起こすことと理解しております。

このため、シックハウス症候群の原因物質と考えられるホルムアルデヒドやトルエンといった揮発性有機化合物の空气中濃度について、定期的に測定し、その濃度が学校環境衛生基準を常に満たしていることを各校の養護教諭、保健主事が確認しています。

また、各学校においては、換気に努める。あるいは理科室や保健室等の薬品の保管場所及び容器の密閉性に配慮し、化学物質の空气中への飛散を防ぐ。床のワックスがけの際には、十分な喚起を行うとともに、休日前日に行うことで揮発性有機化合物等が教室内にとどまらないようにする。殺虫剤は原則使用せず、やむを得ない場合は休業日に行う。児童・生徒用のトイレには、芳香剤や消臭剤を極力設置しない。トイレ等の清掃で、洗剤の使用回数も極力少なくするなど、シックハウス症候群防止対策を日常的に行っているところです。こうした学校の日常的な努力もあり、過去、笠松町内の各学校において、シックハウス症候群が、あるいはシックスクール症候群が発生したとの報告は受けておりません。

今回、議員からの御質問を受け、早速、二町教育委員会としましては、シックハウス症候群についての資料を作成し、各校での研修を再度依頼したところです。議員御指摘のとおり、知ることが大切であり、知ることによって初めて対応が可能となると考えます。今後も児童・生徒にとって安全で安心して教育活動に取り組むことができる学校づくりを推進してまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 御丁寧な答弁をありがとうございました。

農薬とかのことですけれども、広報で今準備をしているということですが、例えば農事改良組合と、プロというか農家として登録されている方には、直接やることできるんですね。訴えることができるし、注意喚起をすることもできると思いますし、農業者の方は実際にいつも使ってみえると思いますので、よっぽど問題はないかと思うんですが、ただ、除草剤の一部の中には、もう既に欧米などで使用禁止になっているものの中で、ここでは具体的な商品名は言えませんが、日本ではまだ普通に販売されているものもあるわけですね。

実際に、この時期になると、喉が調子悪いという方の意見は本当によく聞くんですね。今現在、基本的に杉とかヒノキという時期は終わって、稲が始まる前で、今この時期に喉がいがいがするとか鼻が調子悪いというのは、一般的に言われる花粉症とは違う。そういう方って実に多くて、きのうも駅長会議の中で何人かお見えになっていたんですけども、除草剤を、今ごろになるとあぜとかにまかれるので、ひよっとすると、そういうのも関係しているのかもしれない。

それは、なかなかわからないかもしれませんが、現実的には発がん性物質も入っていて、そういう症状を引き起こすということで、欧米では販売禁止になったものもあることについても、きちんとその告知をしていただきたいと思います。それと、あともう一つ、家庭菜園とか自分で趣味でやってみえる方には、周知が広報だけになってしまうのかなとも思います。広報だけではやっぱり薄いと思うんです。ほかの地域ですと、それ専門のチラシを配布するとか、回覧するとか、PDFにしてダウンロードを自由にできるようなものもありますし、岐阜市にもあります。ホームページ上でそういうところをリンクしてもらおうとか、ホームページ上にまづつくってもらい、そういうものを回覧してもらうことを含めないと、広報に書いて農業者に説明するだけでは足りないような気がするんですが、その辺の見解はどうですか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、質問の中で言われたいろんな症状や薬品については、仮定の話なので、我々は関知できませんから、そのことは御報告することはできないと思います。

ただ、今言われたように、農業関係のものに関しては、直接、農業者の皆さんにはお知らせすることはできる中で、今言われた除草剤等、いろんなそういう物質に関しては、やはり広報等も通じて対応していくこと、その広報の方法については、またいろいろ検討して進めていくことも大事なことだと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員。

○4番（川島功士君） なかなか周知していくというのは難しいことだとはよくわかっています。一番基本的な方法としては、ホームページでやるか広報でやるかということしかなくなってくると思うんですが、仮定の話はなかなか言いにくいと言いますので。庭先であつたり、借りている農地でまくことによって、その周辺の方へ影響を及ぼすということは、何とか皆さんに周知していただきたいと思いますので、前回の平成29年8月ごろで終わりということではなくて、例えばこの時期に集中的に行うとか、大々的に行うとか、いろんな媒体を同時に行うとかということで考えていっていただきたいと思いますが、そういう方向で検討していただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の周知の方法は、検討させていただきたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

なかなか目に見えにくい。実は、この時期になると急に喉がおかしいんだよね、何か花粉症と同じような症状が出るんだよねということが現にいらっしゃいます。多分、自分は花粉症だ



と思っていらっしゃる。僕もこの時期にちょっと調子悪くなるんですけど、オオキンケイギクの花粉だと思っていました。でも、どうもそればかりではないかもしれません。なので、その辺のところは、やっぱり周知していかなきゃいかんのかなあとと思います。

皆さんにそういう認識がないんですね。化学物質過敏症というものがあるという認識がないということで、ぜひとも周知に努めていただきたいということでもあります。

もう一つ、相談窓口については設置する予定はないということで、確かにかなり専門的な内容になるので難しいとは思いますが。例えば民間のところとか県の相談窓口を教えますよという、その教える窓口はどこになるんですか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 窓口は、私どもの場合は環境経済課が窓口になることがありますが、かなり専門的なものに関しては、町で専門家を窓口には置けないと同時に、相談が今まで一件もない、また保健所にもなかったという状況の中です。これから住民の皆さんが、そういうような疑いや自分の症状が心配な場合は、お医者さんや行政へ御相談をいただければ、県の環境経済部がありますし、NPO法人の機関もありますし、我々も把握しているような公共・公益法人もありますから、そういう窓口を御紹介して、相談するような体制はできると思いますので、そのことは、私どもで確認をしながら進めていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

当然のことながら、私もちょっと勉強しただけで、これだけいろんなことが出てくるので、とてもその内容のところまでは自分で理解し切れないなと思います。窓口で直接相談できるというのは無理だと思いますけれども、ここへ行ってくださいよ、こういうところへ相談してくださいよということではできると思っていますので、そういうことに困ったらここへ来てください、ここで紹介しますということぐらいはやっていただきたいなと思っております。

それで、きのうの駅長会議でも数名そういう方がお見えになったんですけど、今現在、例えば花粉が飛んでいて、花粉でという症状が出るような、自然界では今少ない時期になっています。もう少しすると、イネ科のものになってくると思うんです。

そういう中で、さっきの数字を、例えば100万人、全国では子供を含めると対象者がいるのではないかと。もっと可能性を含めると、その2倍以上になるんですけども、例えば100万人と推計されるものを概算値として、日本の総人口、令和元年5月1日現在の概算値として1億2,620万人という0.792%になります。これが、5月1日時点の笠松町の人口2万2,270人を0.79%で割り返してみますと、あくまでも平均的な数字なんですけど、175人という数字が出てきます。というと、175人という数字の方は本人としては理解していない、実はそうなん

だけれども、わかっていないという方だと考えることもできると思うんですね。

知らないということは何も判断できないということになってしまうので、こういう時期にこういう症状がある場合は、一度、お医者さんに行くなりホームページなどで調べてくださいという方法の告知もしていただきたいと思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） なかなか専門的なことはよくわかりませんから、告知の方法も研究しなければならないことであり、100万人の国民の中で見えることであれば、県に対しても体制をとって、県民の健康を守るための状況も必要であると思います。町村だけの問題ではありませんから、保健所等を通じて、よく研究をしたい。どのようなことで皆さんにどうのお伝えをしたらいいのかということも研究しなければわかりません。大変微妙なことでもありますし、当然、そういう方がお見えになったら本当に医者、あるいは町等もいろんな情報を入れていただくのも一つの方法だと思いますから、そういうことも広報できれば一つの方法ではないかと思っておりますので、状況等は研究してみたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

県は、既にホームページにそういうページを設けていますし、こういうところへ相談に行くというのもホームページの中にあります。町のホームページの中にそういうページをつくって県のホームページへのリンクを張るだけで、まず僕はいいと思います。なので、ぜひ実行していただきたいなと思います。これは要望ということにしておきます。

あと、環境に関する法律の中で、ビル衛生管理法によって空気環境測定を行っているというのがあったと思うんですけれども、浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、湿度、温度、気流の6項目に加えて、空調設備のあるところについては、新築・改修などの6カ月から9カ月以内に1回実施するホルムアルデヒドという物質だけがあります。そのほかのものに関しては検査を行う項目には入っていないので、たまたま今までそういうことを住民の方が十分理解されていなくて出てこなかったと考えることもできると思うんですね。なので、そういったことに対しても、町の中では知らなかったということでは判断できないと思うんですね。

確かに、専門的な知識が必要ですが、多少なりともそういう疑いがあることをまず職員の中で知っていただくということが大事だと思うんですね。今、教育委員会からも答弁があったように、まず教員として知ることが大事だというふうに言っていたいたんですが、役場としても同じことだと思うんですが、その辺に対する見解はいかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今回の質問で、いろんな意味でこの環境問題について、あるいは薬剤の

問題についても御指摘をいただいたので、そのことに関してはやはり、私どもも研究をして検討をする必要があると思いますので、これからそういう体制をとっていきたいと思います。どこまでどういうふうになるかは、状況判断を仰ぐと思います。

〔4 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員。

○4 番（川島功士君） ありがとうございます。

いろいろと難しい問題もあるかもしれませんが、要はわかっていない人たちにどうわかってもらうかということを考えるために、一般的にホームページを見れば載っていることぐらいは理解しておいてほしいと思います。

教育委員会のほうですけれども、一生懸命取り組んでいただいて、今回そういう研修を依頼したところですよというようなことがありまして、ありがとうございます。

その中に、あくまでも化学物質過敏症は粘膜物質に刺激を起こすというような書き方があったんですね。僕が調べたホームページの中では、電磁波などもその一部に入っている。それは化学物質とは言えないんですけれども、そういうものでも、何かしらの反応を起こしてしまうということになると、例えば携帯電話のアンテナですね。2.4ギガを今使っていますよね。2.4ギガというのは、基本的に電子レンジの中の周波数で、強いと細胞が振動して熱を出してしまうような周波数帯域になります。なので、当然何かしら起きてもおかしくはないのですが、自分が使っている電話自体だったら問題ないと思うんですけれども、例えば大規模な無線LANによる周波数も、2.4ギガ帯域を使っていると思います。今はなくても、今後、反応してしまう子も出るかもしれないということがありますので、さらに勉強を重ねていただきたい。今回こうして各学校にお願いしてということでありましたが、それは、例えば毎年1回やってもらうとか、そういうふうな考え方でいいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 青木学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（青木孝憲君） 電磁波につきましては、私どもも余り、知識としてありませんので、今後研究していきたく思っております。

先ほど申しましたシックスクール等の研修につきましては、実はシックスクールのみではなく、一酸化炭素や二酸化炭素など、室内の空気環境につきましては、学校環境衛生基準によって定められておりますので、これもあわせて換気の必要性について資料を配付したところです。これから例年、養護教諭にお願いをしながら、養護教諭の専門的な知識も取り入れてもらって、研修を毎年行っていただきたいと思いますという依頼をしたところです。

〔4 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員。

○4 番（川島功士君） ありがとうございます。

そういうふうな役場の中でも、学校現場でも、続けていくことが大事かなあとと思います。

もう一つ、最後なんですけれども、先ほどありました化学物質過敏症において多動症のような症状を起こすということは、教育委員会としては理解をされていたのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 青木学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（青木孝憲君） 実は、川島議員さんから御質問を受けるまで、こういった症状が出るということは、余り私どもとしても認知をしておりませんでした。粘膜上の刺激ですので、アトピーやアレルギー症状に似たような症状が出るということは承知しておりましたけれども、この辺につきましても、私どもはまだ知識も研究した文献等もございませんので、これから研究をしてみたいと思っていますところです。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 学校はもちろんそうなんです、子供たちの心身をむしばむ場になってしまっただけではありません。現状ではないかもしれませんが、これから次々に入ってくる新しい子供たちの中にそういう人がいないとも限らないです。今のところ、そういう認知が社会的に進んでいないことによって、自分たちがそうであると思わずに、単なるアレルギーであると理解している方もお見えになるかもしれません。そういうことで、学校側も町側もしっかりと自分たちのスキルを上げていただいて、見きわめる目、知らなければ見きわめることはできませんので、多少なりともそういう目をどンドン育てていっていただきたいことを要望して、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 続けて一般質問を行います。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

1つは、各種の選挙の投票率を高めるためにということでお願いいたします。2つ目は、笠松町の町民としてのあり方について、この2点でお願いいたします。

それでは、まず1つ目ですが、ことしの3月から4月には統一地方選挙が行われましたが、投票率の低さが問題になりました。そして、当町では、6月23日の日曜日の町長選挙、7月4日公示、21日の日曜日が投票日と言われる参議院選挙が予定されています。

2016年の参議院選挙から18歳以上が有権者となり、投票権と選挙運動を行えるようになりました。240万人の有権者がふえたと言われていています。70年ぶりの歴史的な改正とのことですが、立候補できる年齢にかかわる被選挙権の引き下げは検討されていません。

被選挙権は、衆議院議員は25歳以上、参議院議員は30歳以上と、そのまま据え置かれています。町会議員については、25歳以上となっています。若者の政治参加を保障する上でも、私は

被選挙権の引き下げが必要だと考えます。

国民の参政権を保障するには、第1には、義務教育の場での日本国憲法による選挙に参加する国民の権利と義務などの教育が大切だと思います。また、かつての成人式への参加は、晴れて選挙権を持つこと、大人への仲間入りへの儀式であったことを懐かしく思い出します。

このごろは投票率が5割を割っているのですが、この要因に小選挙区制の制度があると私は考えます。岩波書店から出版されている作者 石川真澄さんの「堕ちてゆく政治」の中で、現代の民主制にとって小選挙区制は非常に悪い制度である。理由はたくさんある。しかし、1つだけ上げろと言われたら、答えは決まっている。それは、民意をひどくゆがめた政党の勢力分布をつくってしまうことであると述べられていました。

小選挙区制度については、1994年（平成6年）、細川政権の政治改革によって衆議院の小選挙区比例代表並立制が導入されました。この小選挙区制のもとで7回の総選挙が行われました。小選挙区において、第1党は4割台の得票率にもかかわらず、7割から8割もの議席を占めてきました。各小選挙区投票の半数が死に票になってしまう小選挙区制によることで、国民の願いや声が届かないことが投票率の低さにつながる大きな要因だと考えます。

小選挙区制を廃止し、民意が正しく反映する比例代表中心の選挙制度になることを強く望むものですが、投票率の低さについて町長はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

国民の参政権行使を保障するには、投票の機会の保障が不可欠です。不在者投票が期日前投票へと、そして在外投票、洋上投票など、障害を持つ方、高齢者への配慮など、投票環境についても改善が求められてきていると思います。

他の自治体では、期日前の投票所をふやしたり、住民が買い物とあわせて投票できるマーケットなどに投票所を設置されたニュースなどがありました。投票日は日曜日になりますが、選挙の投票日に町民バスの運行を通常運行にすることについてのお考えをお尋ねします。

2つ目に、笠松町の町民としてのあり方についてです。

ある町内の方からのお話ですが、4月のお祭りで子供みこしを出したところ、町内会に入会されていないし、子ども会にも入っていない家庭の子供の参加を断ったけれどと悩ましそうにお話をされました。どこの町内でも町内会や子ども会への入会は自由になっていると思いますが、暮らしの中では、ごみ出しや資源ごみのルール、また、いつ起こるかわからない災害時での町民の把握などについては、町としてはどのような対策を考えておられるのか、お尋ねします。

また、お聞きするところによりますと、住民票を登録していない方もいるとお聞きしましたが、町はどのように住民を把握されているのか、お尋ねします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの御質問の中で、まず第1点の各種選挙の投票率を高めるための考え方についての御質問であります。

小選挙区制度における投票率の低さについてであります。現代の選挙制度における小選挙区制度というのは、選挙区の区分けが御承知のように地域ごとに分けられており、候補者自身は、自分が立候補する地域の住民から支持を受ける必要があるために、候補者と有権者の距離というのは近くなってきているということであり、また有権者自身は、みずからの意見を候補者に伝えることが容易であり、より民意を政治に反映させることが可能な制度であるとも言えます。

また、比例代表制は、投票率がそのまま議席数に反映される制度でありますから、どちらの制度がすぐれているか、あるいは劣っているかというものではなくて、その時代の政治や社会情勢から、この2つの制度を組み合わせることで、それぞれの状況に合った制度をつくり上げているものだと思っております。

投票率については、有権者の関心が高いかどうかで大きく左右をされる部分があると思えます。投票率の低さには、選挙制度の問題があるかもしれませんが、政治への関心や期待が薄れるような国民の政治離れといった国民意識が大きな要因でもあるのではないかと考えております。

2つ目に、投票日における巡回町民バスの通常運行についての御質問であります。現在の巡回町民バスは、投票所へ投票に行くための時刻表にはなっておりません。投票所付近にバスが到着をして、そして折り返しのバスが来るまでの時間が8分しかなかったり、40分から50分待たなくてはならない投票所も出てまいります。そのような状況であることから、投票日に通常運行する考えは今のところありませんが、現在、巡回町民バスのルートや運行などについては、議員も承知のように、今、全体的な見直しを行っており、その中で、日曜・祝日の1時間1運行についてもあわせて検討を進めているところであります。

次に、笠松町の町民としてのあり方の中で、ごみ出しや資源ごみルールにおける町内会の加入の把握についての御質問であります。まず現状について御説明しますと、御承知のとおり、集積ステーションの環境美化や資源ごみの分別収集等の活動は、町内会長さんや廃棄物減量等推進員の方を中心にお力添えをいただいております。町の廃棄物行政については、全ての住民の方に関係することありますから、今後も町内会との連携や協力を図りながら行っていきたいと考えております。

御質問の町内会に加入していない方への対策といたしましては、当町に転入をされた方にごみ出しのルールを説明する際に、各町内会で決められている資源ごみ当番制の有無やルール、可燃ごみの処理券に記載する内容等については、直接町内会へお問い合わせをいただいております。

内会とのかかわりを説明させていただいているところであります。

次に、いつ起こるかかわからない災害時での町民の把握についての御質問であります。町では、災害時における安否確認や避難誘導等の支援を円滑に実施するために、独居高齢者や高齢者のみの世帯の方や、また要介護認定を受けている方など、避難に支援が必要とする方を対象にして、避難行動の要支援者名簿を作成して、地元の自主防災会のほか、警察署や消防署などの関係機関へ情報提供を行って、災害時に活用いただけるよう取り組みを進めております。

また、住民共助の視点においては、毎年実施をさせていただいている自主防災訓練における避難誘導訓練や情報伝達訓練等を通して、近隣、御近所の関係を築いて、相互に安否確認ができる関係づくりを促進しているところであります。

次に、住民票を登録していない方についての御質問であります。住民に関する記録については、地方自治法及び住民基本台帳法に基づいて行われているものでありますから、市町村が備えなければならない住民基本台帳というのは、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して作成しなければならないとされております。住民基本台帳というのは、住民の居住関係の公証を初め、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎として非常に重要なものとなってきておりますが、住民の記録を正確に整備しておくことは行政機関のみでは不可能であるために、住民の皆さんからの異動に関する届け出により整備を行っているところであります。そのために、住民から届け出がない場合というのは、住民基本台帳が整備されておらず、把握するのは困難であります。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず、選挙制度とのかかわりを町長はお認めにならないようですけども、私は、町長が言われる政治への関心、国民の政治の動向などにも関係してくる、それはそのとおりの部分もありますけれども、その関心を強めたり、国民の要求がかなえられていくというための選挙の制度が、実際に小選挙区制で、半分以上の方が死に票になっていく、300近い選挙区を選ぶのにそういう形がずうっと行われてくることによる諦めも私は強いと思っています。ですから、私は、小選挙区制は一日も早く検討されていくべきものだと考えておりますが、考え方の違いもありますので、これはこのままでとどめておきますが、私の考えでございます。

そして、バスについて言いますと、日曜日に1本置きになるという点で、例えば私のほうからは奇数で行きますので、7時、9時、11時という形になりますね。そうすることによって相当行動が阻まれる。例えば、10時までに行きたいところ、8時では間に合わないとなると、7時のバスで行かなければならない。そうすると、どこかで2時間待ちとなる。投票へは行けたけれども、後、そのバスを使ったら待ち時間が起こるといふこともありますけれど、これが運

行されていけば、それぞれの選挙区の投票所へ向かっていくことについての促しをする一面にもなるのではないかと私は思うんですが、その点で、検討を今されつつある問題もありますけれど、少なくとも、ことしにおける2つの選挙、町長選挙と参議院選挙については、2時間に1本になるよりは1時間に1本にさせていただいたほうが参加はしやすい。

実際に、本当にたった1区間だけでもバスに乗られるお年寄りを見受けているんですね。1つの区間、次の区間のこの区間までもバスを利用されようとしている。そういう方から見ましても、投票率をふやす一つの手段として考えていただけないかと思うんですが、その点ではどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 質問の途中ですが、この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） 投票日における巡回町民バスのあり方についての御質問ですが、先ほどお答えしたとおり、現在、最終的には日曜日の1時間1本運行は検討しなきゃならない問題として対応していること。例えば1時間に1本にしても、8分から50分の時間ロスというのは生まれてくることでありますので、投票日だけに1時間1本運行というのは、有償運行でやるのは、技術的にも無理な話であります。なぜかといいますと、やはり有償運行でやる限り、公共交通会議に諮った中でやらなければならない問題もありますので、今度の参議院には無理なことだけは御理解いただきたいと思います。すぐできることではありません、1時間に1本をどうするかという問題も含めて、公共交通会議に上げながら対応を図ることだと思います。

ただ、今まで1時間に1本運行をしていて、2時間に1本運行に変えたのは、住民の人のアンケート、費用対効果、いろんな判断の中でやらせていただいた今の運行であります。それをまた変えることでありますから、もう一度いろんな検討をしながら対応を考えていくことが必要で、今その検討をしているところでありますので、これから先の日曜・祭日の1時間1本運行については、お時間をいただきたいと思います。今度の7月の参議院選挙には、幾ら言われても間に合うことではないことだけは御理解いただいた中で、そういうことをお勧めいただきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 私は、投票率を上げていくのも、町の仕事としてやれることはそれぐ



らいしかないのではないかと感じてお願いをしたわけです。1時間に1本で、その時間があつたり、いろいろあるとしましても、投票する人が考えて、近所へ寄るとか、バスが来るまでは買い物に行ってくるとか、いろいろなさるのでというふうに思いました。ただし、今後のことは検討をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、町民としてのあり方なんですけど、とりあえず町としては、住民票を登録された方はきちっとつかんでいращやるし、当然のことだと思います。住民の安全だとか、災害に対してだとか、衛生問題のごみの問題だとかについて言えば、ある意味で町内会にお任せのような状況があるのではないかとと思うんですが、実際には、町内に登録されていない、いわゆる町内会に入っていないという方の状況はつかんでいращやるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

現在、町内会から広報の配付数等、届け出いただいている数を住民登録いただいている世帯数で単純に除した数字になりますけれども、今現在、町内会からの届け出世帯数が7,420、これに対して世帯数が8,959でございますので、その数字だけで単純に割り返しますと82.8%という数字になってまいります。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 町政のいろいろなことは、広報、ホームページなどで知らされていくということですが、いざ災害となったときには、今のままで大丈夫なんだろうかと心配するんですが、その点では、災害のあったところやいろんなところから情報もつかまえていращやるかもしれませんが、どんなふうに考えていращやいますか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、私どもが災害時に対して、要保護・支援者というのは、介護度3の人とか、独居高齢者とか、障害者とか、いろいろな方が見えますよね。今、私どもが把握しているのは、町内会やいろんなことを通じて把握していることと、そしてまた、そういうことに了解を得た人に関しては、地域の町内会や民生委員や警察や消防等と連携しやっている。私どもが今言った名簿に関しては把握しておりますから、緊急時や災害時のときには了解なく、もう警察や消防やそういうものに対応して、すぐ避難の対応をする。これは法的に決まった段取りでやれる体制はとっております。そうでない方に関しては、いわゆる住民票も移していない皆さんというのは、我々のところでは把握のしようがないわけですね。

当然、住所を変えたときには住民票等をきちっと届け出なければ、その人のいろんな権利やいろんな手続きができなくなりますよね。そういうことも含めて、やはり本人の届け出義務もある中で、行政ができるのはきちっとしていただくことを啓蒙しなきゃならないことだけであ

って、それ以上、住民票も何もない皆さんを把握することは、今、我々のところではできないことは御承知いただいていることだと思います。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 実は、奥さんが御主人に、刃物などを持っていらっしゃるし、しつこい追及があるということで、逃れて笠松町にいらっしゃって、ずうっと住民登録しないで、75歳を超えられて、その相手の方が亡くなったという知らせを聞いて、初めて町へ登録をされたという方があったんですね。そういうときに、どんなふうに町はされるのかなあと思ったり、こういうことも起こるんだなあということも思ったんですが、何かつかむ方法を考えないといかんのではないかなと思うのです。確かに町内に入ることや子ども会に入るとは自由だし、その人の権利だと思うけれど、お祭りに子供さんが参加したいと言ったら、そういう形だったので、お断りしてという悩ましいことなんです。私たちとしては入れたほうがいいよとも言えませんよね。その辺が難しいところなんです。何か町として全てを把握し、子供の気持ちを救ってやれるような方法ってないのかと思ったわけですけど、そういう点では、町として、住民票がないという人がいるということは承知しておってくださるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、長野議員が出された例のようなDVとかいろんな状況で避難されている方に関しては、保護する制度がありますから、警察がきちっとそういう状況だけはわかっているわけでありまして、私ども行政もわかっている、一切公表できない部分がありますから守られていることだと思います。

それとは別に、住民票を移さない方の把握というのは、もう我々のところでできることではありませんので、そのことを行政がどう把握して、どうできるかということは、とてもお答えできる状況ではないことは御理解いただけたと思います。ただ、そういう国民としての義務として届け出することを理解をしていただくこと以外はないのではないかと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 大抵、まず住民票を登録し、例えば私のように長池に住むとなったときに、町内会長さんのところへ、班長さんを通し報告をし、よろしく願いますという手続をとって、長池というところに住まわせていただいていると思うんですね。そうすると、町内会長さんは、町内会費を集めるとか何かのときに、入らないか入るかを聞かれていくんではないかと思うんですが、そういう手続の中で把握することは、各町内としてはできていると思われませんか。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 町へ転入された方に関しては、先ほどもお答えしたとおり、町ではこういうシステムでこういうことだという御説明はします。当然、その地域に住む方にとっては、コミュニティーを大事にすることは自分の生活を守ることでもありますから、そういう意識でやっていただかなきゃなりません、今の時代、全ての皆さんがコミュニティー意識を持ってやれるかという、そうではない現実もあります。今度は、そういう方に対して、やっぱり地域のコミュニティーの皆さんが働きかけをしながらやっていただくことをしないと、役場から、この方がここへ行かれたからこういうことをしてと町内会へ伝えるわけではありませんので、そのことを理解してもらいながら、コミュニティーをしっかり維持していただくことが大事だと思います。

特に、これから2025年問題を抱えている中で、地域包括ケアシステムをきちっと作動させるには、地域の共生社会をきちっとしていく以外にないんですよ。わかっているもなかなかできないつらさがあるんですが、これから4年、5年かけて、そういうことも訴えながらやる。そういうためには、住民票の届け出がない方ができたときには、システム自身がもう崩れることになってしまいますから、いろんな方面で皆さんが力を尽くして地域コミュニティーを成立させることがこれからより重要になってくるということだけは、お互いに理解をしながら進めていかなければならないと思います。それだけに、地域のリーダーである議員の皆さんがそういうお気持ちになって、地域コミュニティーの確立を御指導いただければありがたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 何にしても大きな課題の一つでもあると思いますので、研究なども含め、私たちも私たちなりに頑張りがらいきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い発言をいたします。

平成31年4月1日より働き方改革関連法案が順次施行されました。働き方改革により、誰もが活躍できる環境づくり、人生を楽しむ時間の増、人口減少への歯どめなど、いわゆるみんなが活躍することで企業の業績は上がり、経済は盛り上がる、働く皆さんには早く帰って人生を楽しんでもらう、そうすれば消費も上がるという国の経済政策一丁目一番地である重要な政策です。

私自身が本年4月3日から12日まで、土・日を除く平日の19時30分開始の役場庁舎前駐車場

での大名行列お奴の練習に参加いたしました。1階にあります住民課や税務課の職員は、20時を過ぎても仕事をしている姿が多く見られました。お奴練習日の8日間、同じように続けましたし、庁舎の2階、3階の窓も明かりが付き、各課多くの職員が残業をしていると思い、確認するため、事務局に平成30年度時間外勤務実績の資料をもらいました。

各課別の1人当たりの年平均時間外勤務時間にて、水道課が127.5時間でトップ、続いて税務課の100.5時間、一番少ないのが事務局の7.0時間と、事務局、会計課を除く各課とも50時間を超える残業が見られます。ですので、今回の働き方改革関連法施行、時間外労働の上限規制導入に伴い、当町職員における長時間労働を改善するための取り組みが必要であると思い、質問をさせていただきます。

当町の職員定員数は、定員適正化計画における令和2年までの目標人数、一般職127名のところ、現状は124名であり、そのうち育休・産休で9名の職員がお休みをされております。定員適正化計画人数より約1割も少ない実質115名で業務に当たっています。

そこでお尋ねします。時間外労働時間が減らないのは、職員の人手不足という現実が一つの要因であると思います。目標人数引く実数のせめて12名を派遣職員または臨時職員を採用し、人的動員力の補完をするべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、窓口業務を軽減するため、IT環境を活用し、働きやすい環境をつくり、長時間労働を改善するための取り組みについて質問いたします。

地方公共団体情報システム機構が運営していますが、その内容は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しを初めとする市区町村の各種証明書がコンビニエンスストア等の店舗で取得できるサービスです。

そこでお尋ねします。IT環境を活用することで、全国のコンビニ店舗を自動交付機として利用し、窓口の業務量の軽減を図るため、当町において地方公共団体情報システム機構のサービスを活用するべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、長時間労働等を改善するため、まず国は法を改正しました。町において、人的動員力の確保、IT環境の整備による業務量の軽減を図ってはどうかと今質問いたしました。では、個人、職員の働き方について伺います。

職員が1時間かけて行っていた仕事を50分で行えるような仕事の効率を上げるため、仕事に対する意識改革が必要であると思います。

そこでお尋ねします。職員の皆さんには、今まで以上に知識を得る聞く力、論理的に考え理解するつかむ力、発想やアイデアを言葉にして伝える力を高めることにより、時間当たりの生産性を上げ、効率よく仕事をする働き方につなげるとともに、働き方改革における働く個人、職員はどう対応すればよいのかも含めて、職員に対し、セミナーや講習の開催を行うべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、この際、1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

竹中議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、竹中議員さんからの御質問の働き方改革におけるそれぞれの御質問であります。まず職員の人手不足によって人的動員力の補完についての考え方をお尋ねであります。働き方改革関連法案の施行によって、長時間労働の是正措置として時間外労働の上限規制等が導入をされて、当町においても長時間の時間外勤務が継続することがないように取り組む必要があります。これまでも、人事異動等に当たっては、時間外勤務が多い部署や職員や時期等について、その要因を把握しながら適正な人員配置に努めているところでありますが、議員御指摘のとおり、長時間労働を改善するために一層の取り組みが重要であると考えております。

定員適正化計画においては、最小限の人数によって事務が行えるように目標を設定したものであり、一定の育児休業等取得職員を見越し、計画数値に比べ不足する人員については、必要に応じて臨時雇用職員を採用して対応しているところであります。

今後も法の趣旨を踏まえて、職員の労働環境の改善につながるよう、民間委託による人材派遣等も取り入れながら職員の適正配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方公共団体情報システム機構のサービスの活用についての御質問であります。今後、マイナンバーカードを利用することでさまざまな住民サービスの提供が可能となり、地方公共団体情報システム機構を活用したコンビニ交付等の行政サービスを導入して、定着すれば窓口業務が削減をでき、職員の業務量の軽減にもつながるものと考えております。住民の利便性及び行政の業務効率の向上に向けて、早期に機器導入に係る経費やランニングコストなどの費用面や、またマイナンバーカードの普及状況等を踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、職員に対するセミナーや講習などについての考え方のお問い合わせであります。職員研修は、実務経験や業務内容に応じて基礎研修を初め、また専門知識を習得するための専門研修などを市町村研修センター主催の研修を中心に実施をしており、平成30年度は、全職員の74.6%に当たる94人がそれぞれのニーズに合った研修やセミナーや講習に参加をして各業務に生かしているところであります。

また、地域や企業活動で生きる実践的な知識とスキルを身につけるため、とうかい号の洋上研修や宿泊研修などの研修を取り入れ、多彩な人材育成に努めているところであります。

今後もニーズに対応した研修やセミナーを通じて人材育成に努めるとともに、事務処理能力や論理的思考能力の向上を図り、時間的な余裕が生まれることで、仕事とプライベートの好循環を生み出すことができるよう、さまざまな研修を取り入れてまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中光重議員。

○1 番（竹中光重君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

初めに、人的動員力の補完についてなんですけれども、ぜひとも人材派遣等を取り入れていただいて適正配置に努めていただきたいのですが、ただ、今回の目標人数127名が本当に適正であるかというところにちょっと疑問があります。

先ほどの勤務実績資料の中に職員の有給休暇の取得率が記載されておりますが、大変取得率が低い。どうも有給休暇をとれば同じ部署の職員に業務の負担がかかるので、ちょっととりにくいとか、有給休暇をとっても結局は仕事が回らないので、残業がふえるだけだと、残業しなければならぬというようなふうが感じられます。ということは、目標人数である127名がフル稼働しても、残業は当然なくなりませんが、休暇もとりにくいという状況には変わらないのではないかと思っておりますので、まず定員適正化計画目標人数127名の見直しを求めますが、お考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

定員の適正化計画につきましては、それぞれの分野ごとに類似団体と呼ばれる同じような行政規模、財政規模である自治体の職員数等を勘案いたしまして、当町におけるそれぞれの部門ごとの職員に置きかえて設定をさせていただいております。

今、御指摘のように休暇等の取得状況等の観点からのお話もあろうかと思っておりますけれども、基本的には今、平成32年度までの職員目標ということで、この計画に沿って人員配置等を進めておりますので、今後、次期の計画の策定に際しては、そういった要素も含み入れながら計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中光重議員。

○1 番（竹中光重君） 今、村井部長よりお話がありましたように、平成28年から、今でいえば令和2年まで適正化人員計画というところで127名であると。総務省の資料等の中には、随時必要な計画の見直しを行うことが記載はされております。現状を考えれば、もちろん令和2年

までこの状況であるかもしれませんが、随時見直しも必要である部分も見て、本当にこの127名の定員が適正であるかということは御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

当然、今の現状、議員さんの御意見等を踏まえて検討を加えさせていただきたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中光重議員。

○1 番（竹中光重君） 御検討いただけるということでありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、システムサービスの導入についてでございますけれども、システム機構のサービスの活用について、導入に向けて検討をすると御答弁をいただきました。

現在、このサービスを活用している岐阜県内の自治体は、6年前、2013年に大垣市を初めとする高山市、岐阜市、関市、可児市、瑞穂市、下呂市、そして羽島市、各務原市と9の自治体、当町の周辺の自治体のほとんどが導入して活用しております。岐南町はまだですけれども、住民の利便性や業務効率の向上や、そしてもう一つ、マイナンバーカードの取得普及率の向上にもつながると思いますので、それこそ導入ありきでの御検討を要望させていただきます。

続いて再質問に移ります。研修の開催についてでございますが、やはり答弁の中にさまざまな研修を取り入れたいと答弁をいただきました。

働き方改革関連法が施行されたことで、時間を気にしないで働くから時間当たりの生産性を上げ、効率よく働くという働き方を変える必要があると思います。特に、働き方改革の専門の研修を開催していただきたいと思いますが、いま一度、お考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 働き方に関する考え方を考える研修ですね、こういったことを今までやっておりません。先ほど町長が答弁をしました関係の研修は、どちらかといいますとスキルを磨くような研修でして、時代に即した働き方をしていく、そういった研修も今後検討していきたいと考えております。

先ほどの総務部長の答弁の訂正なんですけど、定員適正化計画の見直し、そういった今、竹中議員がおっしゃったような休んでいる現状を踏まえて定員を見直すような言い方を申しましたが、現在の定数を見直すつもりはやっぱりございません。先ほど町長が答弁しましたように、予定外に今、産休・育休の取得が多いので臨時職員をそれに充てるため採用していますので、当面はそういった形で乗り切って、次期の3年後、このときはまた実際の類似団体とか、そういう状況を踏まえて定数を見直していきたいと思っておりますので、訂正させていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） 平成28年から令和2年までの定員適正化計画の人員のところ、3年からはまた見直しをしていただけるということなので、ぜひとも御検討をいただきたいというところでございます。

もう一つ、研修におきましても、働き方改革についての専門的な研修を行って、開催をしていただける方向であるということなので、もう質問することもないと思います。ただ、申し上げたかったことは、日々の残業時間とかが減れば、職員の新しいアイデアや発想がより生まれやすい環境を整えることになるため私は大事だと思います。そのことが行政サービスの向上、そして今まで展開している事業にまたいろいろ新しい発想やアイデアが加わって、よりよい事業になっていくのではないかと思いますので、今回は質問をさせていただきました。また大変希望に沿った回答もいただきました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） それでは一般質問を続けます。

3番 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、子育て世代包括支援センターについての質問のみをさせていただきます。

前回の議会では、長野議員がこのセンターの体制について質問をされました。4月の広報にはこのように書かれています。妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポート。町では、安心して子育てができる町を目指して、4月から子育て世代包括支援センターを福祉健康センター内に開設しました。センター内では、保健師や助産師が妊娠・出産・子育ての不安や悩みについての相談を受け付けています。また、必要な支援を提供したり、関係機関と連携して育児をサポートしていきますので、ぜひ活用くださいとのことです。

そこで質問ですが、子育て世代包括支援センターを4月から開設されましたが、町民や連携機関への周知が大切と考えますが、どのように周知されているのか、具体的な方法をお聞かせください。

次の質問ですが、妊娠期や出産前後の親への指導が大変重要かと思います。プレパマクラブ、プレパマクラブミニ、ほほえみ相談の内容と効果について具体的にお聞かせください。

3つ目の質問ですが、乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診のときの親への指導も大変重要です。健診内容と親への指導について具体的にお聞かせください。

次に、絵本の読み聞かせについて少しお話をいたします。

絵本の読み聞かせの効果として、次のとおりです。1. 親子のコミュニケーションのきっかけになる。2. きれいな絵を見て感性が豊かになる。3. いろいろな世界に触れることで、知的好奇心が刺激される。4. 場面を想像することで想像力が育つ。5. 言葉の表現を知ること



で語彙力が育つ。6. コミュニケーション能力を育む。7. 起承転結がしっかりしているため、将来、国語力がつくなどです。想像力は相手の気持ちを想像し、理解するために必要です。語彙力は、自分の気持ちをより正しく豊かに表現するために必要です。特に小さいうちは、親が絵本や児童書をゆっくり読み聞かせてあげることで、子供の言葉やコミュニケーション能力を育てることに大きな効果があります。絵本の読み聞かせが長期的に見れば、読み書きの早期教育よりも教育的効果があり、コミュニケーション能力、国語力も格段に伸びると考えられます。

そこで4つ目の質問ですが、絵本の読み聞かせをいろいろな場面で取り入れて、親さんに絵本の読み聞かせのすばらしさを繰り返し伝えていくのはどうでしょうか、考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 3番 尾関俊治議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、尾関議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、子育て包括支援センターの開設に対して町民の皆さんにどのように周知をしているのかという御質問であります。子育て世代包括支援センターの周知につきましては、議員御承知のとおり、4月の広報紙で、情報発信に加えて、母子健康手帳の交付時やプレパマクラブ、そして新生児訪問や乳幼児の健診や教室などでの保護者に周知等をさせていただいております。

関係機関等につきましては、乳幼児健診に行われる小児科医師や母子保健推進員への周知を初め、主任児童委員や学校、保育所、幼稚園、そして警察署や県の中央子どもセンターなどの職員が委員であります要保護児童対策地域協議会の場においても、実務者会議や子育て支援の拠点であるこども館の運営協力委員会等にも出席をして周知をさせていただいているところであります。

また、民生委員や児童委員協議会や子ども会の育成会などの機会や、町内会、そしてまた町内の医療機関等の関係機関へも周知をさせていただく予定であります。

今後も、さらに町民の皆さんには、あらゆる機会を捉えて周知していくとともに、連携機関等にはセンターの役割や機能について知っていただき、そして協力連携体制の構築ができるように積極的に情報提供を進めていきたいと思っております。

次に、プレパマクラブやプレパマクラブミニの内容や効果についての御質問であります。プレパマクラブは、妊娠中の御夫婦等の交流の場として毎月1回開催をしておりますが、安心して赤ちゃんを迎えられるように、妊娠期の過ごし方や、妊娠中の心と体のセルフケアや、また夫婦で考えるお産と産後の心と体等について、保健師や助産師等から話をするとともに、参加者同士が話し合いをしながら交流を図っているわけです。プレパマクラブミニは、妊

娠中の御夫婦等を対象に毎月1回開催し、沐浴や妊娠中の体のケアなどテーマを決めて、助産師や保健師による実習や個別相談等も行っておるわけでありませう。

どちらもその効果としては、妊娠中から夫にも参加をしてもらうことで、親として自覚を持つきっかけとなつて、今後、夫婦一緒に育児等を考え、そしてまた協力をして育児ができるようになること、また保健師や助産師の皆さん等との顔が見える関係が保つことによつて、妊娠中のさまざまな不安や悩みを出産後の育児についても気軽に相談ができて、夫婦の不安の軽減につながるものではないかと考えております。

育児ほほえみ相談については、1歳までの乳児を持つ保護者に対して、町が委託をする施設の助産師による育児相談や授乳相談等について、24時間365日受け付けを行っております。利用者の皆さんからは、とても温かく応援の言葉をいただいたとか、あるいは心が軽くなったや気軽に相談できたなどの声もあり、出産直後から授乳等に対する悩みを相談できることで、早期に不安や心配などを解決するきっかけとなっていると考えております。

また、育児ほほえみ相談で、助産師と保健師の情報共有ができ、必要等があれば保健師が訪問するなど、早期に対応することができると考えております。

次に、絵本の読み聞かせの御質問であります。絵本は親が読んであげること、親と子が寄り添って互いのぬくもりを感じながら楽しむ、そこに絵本のだいご味があると思っております。

現在、笠松町では、ボランティアに依頼をさせていただいて、生後3カ月から4カ月のお子さんを対象とした乳児健診時や乳幼児を対象とした育児相談時において、またこども館のピヨピヨひろばやちびっこまつりにおいて、個別や小集団等で読み聞かせを行っております。

議員の御説明にあるように、絵本の読み聞かせには、言葉の力や思考力、そしてまた話を集中して聞く力、そして想像力や活字や本への親近感、好奇心を持つことなどの効果があることは認識しておりますので、今後とも乳児健診やあらゆる機会においてボランティアと連携をし、絵本の読み聞かせの大切さについて周知をしてまいりたいと考えております。

なお、乳児健診、1歳6カ月児健診時や3歳児健診の健診内容等については、担当部長から答弁をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは私のほうから、乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診の健診内容と親への指導についての具体的な内容についてお話しさせていただきます。

町では、母子保健法に基づき、乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診を行っております。

乳児健診の対象は、生後3カ月から4カ月の乳児で、小児科医による内科健診、身体計測、保健師による誤嚥等の事故防止の啓発、歯科衛生士による歯科指導、栄養士による離乳食指導、ボランティアによる絵本の読み聞かせを集団形式で実施し、また個別で保健師の保健指導、相

談を行っています。赤ちゃんの成長発達の確認やお父さん、お母さんの育児の心配事についての相談の場と考えています。

1歳6カ月児健診は、医師による内科健診、歯科医師による歯科健診、フッ化物塗布、身体計測、保健師による保健指導、歯科衛生士や栄養士による歯科指導や栄養指導、保育士による親子遊びなどを行っています。言葉の発達や運動面の発達チェック、生活習慣の自立ぐあいなど、保健師が個別で相談に応じながら実施しています。

3歳児健診は、1歳6カ月児健診とほぼ同様の内容ですが、保育士の親子遊びに変え、ことばの教室の指導員による遊びや希望者に屈折検査機器を用いた眼科検査を追加して実施しています。疾病の早期発見や言葉の発達、社会性に関するチェックなどを行います。また、保健師が参加者全員に個別で相談に応じ、療育が必要と思われる幼児については、じっくりと親さんの話を聞きながら寄り添う指導をし、必要に応じて療育施設等を紹介しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

今回の一番最初の質問ですけれども、実は4月末に松波総合病院の小児科医の林照恵先生から電話がありまして、このセンターの存在を知らないということだったのでちょっと心配して、このような質問をさせていただきました。

答弁をさせていただいたんですけれども、今現在では、周知と認識がほぼ全て完了していると考えてよろしいのでしょうか、お聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） お答えしたとおり、4月から開設したセンターであります。その前からいろいろ準備をしてお話はしていたんですが、広報紙等だけではやはり徹底するものではありませんので、医療機関やあらゆる機会や会議の場で支援センターのPRをして、多くの皆さんに御理解いただいた上で体制づくりができることでありますから、今言われたように、医療機関等にも積極的にまた進めて対応してまいりたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございました。

今後もしろいろな機会、センターの役割、機能についてよく知っていただくよう周知をよろしく願いいたします。

2つ目と3つ目の質問については、よくわかりました。

私も子供が小さいころは、プレパマクラブ、プレパマクラブミニ等に恐らく参加したと思います。乳児健診とか1歳6カ月児健診、3歳児健診等も、その当時は羽島市の職員だったので

すけれども、有給休暇をとって、必ず出席をしました。そこで学んだことがたくさんありました。やはり歯を磨くのは、小学校になるまでは私が磨いていましたし、いろいろ子育てのことを教えていただきましたので、とても参考になりました。

ただ、なかなか男性、お父さんというのはこういったものの出席というのが、率として、もしかして少ないのかなと思うんですけど、そのあたり、どのぐらいの参加率がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

プレパマクラブにつきましては、平成29年度におきまして、参加者23人のうち、父親が9名参加しております。乳児健診や1歳半、3歳児健診につきましては、お父さんの参加はありますが、人数までは把握しておりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

そうですね、想像より多かったです。ただ、23人中、先ほど9名といただいたんですけれども、なかなか仕事とかで忙しいとは思うんですけれども、ぜひお父さんにも参加していただけるような体制をとっていただけると本当にうれしく思います。それでは、先ほどの2つ目と3つ目の質問についてはこれからもよろしく願いいたします。

では4つ目の質問に関してですか、今回、本の読み聞かせのすばらしさを繰り返して伝えていくことを今以上に知っていただきたくて、この質問をさせていただきました。

語彙力について、少し違った視点からお話をさせていただきます。

語彙力というのは、就職活動の合否やビジネスにおける信頼構築、収入アップにまで関係してくる重要な力だそうです。今、大人の言葉遣いが問題になっていまして、言葉の比重はどんどん大きくなっています。これは、もう既に就活の時期から始まっているそうです。そのため、今からでも語彙力を身につけたいという大人がふえているそうです。日々の仕事で忙しい中、語彙力をつけるためにわざわざ時間を割いて努力しているそうです。

さて、この語彙力、子供が将来困らないように楽しく語彙力を身につける方法があります。それが、絵本の読み聞かせです。子供に絵本を読み聞かせてあげるだけで、自然と語彙力が鍛えられます。その上、多くの言葉を理解することで、文章理解力も増します。さらには、小学校で全教科の先生の話がより深く理解できるようになります。その結果、学力の高い子供が育つ。絵本の読み聞かせで言葉の記憶力が高まる。そして、一枚の絵というのは、1,000回の単語の説明を聞くのと同じ効果があるそうです。

2013年の文部科学省の全国学力学習状況調査の結果では、幼少期に読み聞かせをしてもらっ

た経験が学力向上につながる事が判明しております。高校大学受験等で、今は大量の文章を短時間に読みこなす力が加わります。絵本の読み聞かせを多く経験した子供の中には、テストで論文や物語文の読解問題を解くときに、まるで絵本を読んでいるかのように情景が頭に浮かび、簡単に高得点できる子供がいます。難しい論理展開でも、あたかも絵本のページをめくり、冊子を見ているかのように頭の中でぱっとイメージができる。複雑な感情が入りまじる物語でも登場人物の気持ちがすぐに読み取れる。こんな魔法のような現象が起こることさえあるとのこと。もちろん、必ずしも学力だけが子供の人生の幸せを左右するわけではありません。しかし、幼少期に親子で楽しむ絵本の読み聞かせが子供の未来をよりよいものに変えることは間違いないと思います。

ですので何度も言いますが、ぜひ絵本のすばらしさをいろいろな場面で伝えるようお願いしたいのですが、このことに対して広江町長には、一般質問では本当に最後の質問になると思いますけれども、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 絵本の大切さや効果や力というのは、今、尾関議員が質問の中でも言われたとおりだと思います。

やはりお互いのぬくもりを感じながら幼少期にそのような経験をすれば、今言われたとおり、大きな効果が出てくること、だご味があることはよくわかっておることでもあります。親子だけではなく、今申し上げたような、私どもの町にあるボランティア組織の皆さんも、いろいろな機会を通じて絵本の読み聞かせに対して御努力をいただいております。

このことは、もっと強力に進めながら、一人でも多くの皆さんに健やかに育ていただき、そしてまた、その子供たちが、将来の笠松町や日本を支える人間になっていただけるように、いろいろな場面において努力をしまいたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） 本当に笠松町の子供たちが、将来、空き時間等、スマホをいじるのではなくて、本を読むようなお子さんになってほしいと私は願っております。

今回、前向きな答弁をいただきましたが、絵本のすばらしい効果を再認識していただき、工夫を凝らして、ゼロ歳児から多くの絵本に触れることのできる環境をつくっていただきたいと思います。このことを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ここで傍聴席の方をお願いします。きょう、たくさん来ていらっしゃいますが、携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードにさせていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは一般質問を続けさせていただきます。

8番 安田敏雄議員。

○8番(安田敏雄君) 質問の機会を与えていただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

その前に、最近、世の中ではいろんな出来事が起こっております。川崎では、通学時間にいろんな事故がありました。また、ここ二、三日前には、お父さんが息子さんを殺傷するというようなことで、今、世の中はいろんなことが起こっているようですが、これは人ごとじゃなく、またいつ我々の地でも起こるかわかりません。私たち議員、また執行部、職員も精いっぱい町民の安全・安心を守るために努力していただきたいと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成から令和へと新しい元号になり、私たち議員も新たな気持ちで町民の代表として近いうちに経験したことのない高齢化、少子化時代が迫ってまいります。そんな中、7月には新しい町長さんを迎えて、新しい時代に向かっていかなければなりません。

今回、質問させていただくのは、平成から令和へと引き継がれる重要な事業は幾つもあると思われませんが、その中で、以前から気になっている継続、新規の建設事業項目について、どのような方針で平成から令和の時代に引き継がれるのか質問させていただきますので、明快な御回答をお願いいたします。

まず1つ目として、円城寺雨水の覆蓋に伴う貯留施設の今後の工事の進め方、貯留施設の上部利用の状況、それに伴う米野から円城寺及び薬師寺から笠松駅までの覆蓋については継続事業としてまだまだ多くの予算と年数がかかると思われませんが、見通し等についてお聞かせください。

2つ目に、米野地内のピアゴ笠松店より木曾川堤防上への坂路の整備ですが、前々から米野の皆さんが要望されておりますが、ことしに入り、東西の家屋の状況が変化して理解していただけるような状況になってきているように町内の方よりお聞きしていますが、これに伴う通学路の時間帯通行どめと水路の覆蓋などの整備には多くの予算が必要になりますが、南北の県道から笠松町米野グラウンドほかの多くの運動場に向かって重要な坂路と思っております。今回、質問をさせていただくので、ぜひとも前向きな回答をお願いします。

3つ目に、笠松競馬場の環境整備に伴う町のまちづくりについては、現在、円城寺厩舎の老朽化、地震、火災等の災害事故には、いつも危険がつきまとっているようです。現在、笠松競馬の経営には少し明るさが見えてきたように思いますが、全国の競馬場に比べると、まだまだ安心しておれません。そんな中、円城寺厩舎の移転には、まだまだ時間と多くの予算が必要ですが、移転に伴う跡地の利用には、行政の指導のもと、早くから計画をしていただくのが地域の発展にはよいのではと思っております。将来的には、商業地域、住宅地域として、また笠

松駅と連動して、岐阜市、岐南町、各務原市など、岐阜地域の南部開発として国・県と一体となって進めていけたらと思う次第です。私の考えを述べさせていただきましたが、今後の進め方についてお聞かせください。

4つ目に、JR下から22号バイパス下の木曾川右岸道路の歩道、信号の設置には、今までにも設計を進めていただきましたが、地元地主の理解がいただけなかったと聞いております。しかし、相変わらず交通量の増加、事故の危険性、昨年もJR下の事故等が起きております。円城寺地区の堤防を超えての集会所へのアクセス、芭蕉踊りの夜練習日の危険性にはいつも気になっており、早急に計画を見直してでも進めていただけないかと思って、今回質問させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上、幾つかの質問をさせていただきましたが、平成から令和に向かって継続事業、新規の建設事業については、引き続き進めていただきますよう強く要望させていただきますが、これからの笠松町の東部、特に下羽栗地区の発展のためには、各事業を推進していただくことを切にお願いして、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いします。

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、安田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まずもって、今までもそうでありましたが、下羽栗地域の諸問題に対しては熱心に御健闘をいただき、また御努力をいただいている議員に対して心から感謝を申し上げたいと思います。

まず第一に、雨水の貯留施設の今後の進め方や上部の利用状況についての御質問であります。円城寺の雨水貯留施設につきましては、今年度、調整池の排水に係る機械設備設置工事と雨水の雨水幹線と調整池の接続工事を予定しておって、年度内にはこれが完了し、貯留施設は令和2年度から稼働する予定であります。

貯留施設の上部利用についての御質問であります。国や県と協議中ではありますが、貯留施設の上部には、施設の保守点検や、構造計算上、構造物の設置が困難であるとの見解も示されておりますので、遊具やトイレ等の設置については、貯留施設に影響がないような配慮をしながら、地域の皆さんにも利用いただける広場となるように検討をしております。

次に、下羽栗雨水幹線の覆蓋事業の見通しについての御質問であります。下羽栗雨水幹線については、雨水を市街地から速やかに排除をして浸水防除を図るための事業を進めているところであり、浸水被害が発生した円城寺地内に貯留施設の整備を今行っているところですが、今後の見通しにつきましては、速やかに雨水を排水するために、岐南町境の下流部から上流部にかけて順次、排水路を改良し、合わせて覆蓋を実施してまいりたいと考えております。

この事業につきましては、下羽栗地域の皆さんから強い要望があることは認識をしておりますので、今後、国の補助事業を活用するなど、財源を確保して鋭意進めてまいりたいと考えて

おります。

次に、ピアゴ交差点から南への木曾川堤防上への坂路の整備についての御質問であります。ピアゴ交差点から、南の突き当たりから堤防上へ接続する坂路の改良事業につきましては、調査、基本設計は実施をしましたが、計画路線上の民家等の買収や補償の問題や堤防天端の交差点改良に向けて、公安委員会との協議や国との協議など、まだまだ解決しなきゃならないさまざまな問題があり、事業化までには至りませんでした。最近になって計画路線上の家屋の利用状況に変化が生じて、今後は町の財政状況を見きわめながら、再度、事業化に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、笠松競馬場の環境整備に伴うまちづくりについての御質問であります。円城寺の厩舎地区を含めた競馬場施設の大半は、市街化調整区域で土地利用に制限がありますが、町では、平成28年度に定めました笠松町都市計画マスタープランにおいて、今後の土地利用の転換を想定したまちづくりについて検討をすとしております。ですから、円城寺厩舎はほとんどが借地であり、また移転問題については、岐阜県地方競馬組合内で今慎重に議論をされております。町においても、競馬組合の競馬場施設改修や環境整備計画の動向を注視しつつ、関係機関とも調整を図って、先を見越した計画を立案してまいりたいと考えております。

次に、木曾川右岸堤防道路のJ R下や国道22号バイパスの下の歩道と信号機の整備についての御質問であります。堤防道路を挟んだ南北地域の交通安全確保というのは、円城寺集会場へのアクセスと、そしてまた国道22号線の連絡箇所での交通安全対策やJ Rの高架下の高さ制限などの解消など、専門のコンサルタント会社に検討業務を委託して、事業着手に向けて地権者と用地取得交渉を開始いたしました。地権者の御理解が得られず、事業化には至りませんでした。信号機設置に向けた検討を進めていく中で、信号機や歩道の設置については公安委員会と協議を進めてまいりましたが、交差点の性質上、大規模な交差点改良などが必要となることなど、まだまだ解決しなければならない課題も多くて、それに伴う国道やJ Rに関する関係機関との調整も事業費を増大させる要因の一つとなってきております。

このことは、以前より円城寺の町内会からも御指摘されている交差点の危険性については、町としても十分認識をしているところでありますが、今後の町の財政状況なども考慮すると、今すぐ事業着手できる状況ではないと思います。しかし、町の町政懇談会でも、円城寺町内会から毎年、要望事項として提出をされておりますのも踏まえて、引き続きこの事業化については前向きに取り組んでまいりたいと思います。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

質問させていただきました継続事業、また新規の事業についても大きな予算がかかるわけで



ございます。私が心配しておるのは、本当にこれが最後まで継続的に完成するのか、ちょっと不審に思っているわけでございますけれども、そんな中、現在の状況等、今きめ細かく町長さんのほうから答弁をいただきました。

二、三点再質問させていただきますけれども、円城寺の貯留施設に関しても、ほかの事業と比べて優先的に、住民のゲリラ豪雨に対する思いとか、いろんな面で浸水の実績があるというようなことで進めていただきましたことをまずもって厚く御礼申し上げます。

それに伴って、僕が思っておったより少し違ったのは、上部利用の関係ですね。僕は地下へ貯留施設をつくるのかと思っておったら、地下は水がなくて、町長さんが言われたように、電気設備とか国や県の補助事業ということで、なかなか上部利用は難しく、後は周辺にちょっと土地があるところへトイレとか、大きな遊具は置けないにしても進めていただくというようなことで、前向きに御回答いただきました。令和元年、令和2年、令和3年あたりでそこら辺の事業で上部利用のことに關しては、電気工事、また取り入れの水路が終わってからということが進められるのか、建設部長でも結構ですので、見通し等についてお聞かせいただければ幸いです。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 円城寺貯留施設の上部利用の公園への利用についての御質問でございますが、その見通しということで、現在、国とどの程度まで遊具と公園が利用できるのかというのを調整中です。先ほど町長の答弁でもお答えさせていただきましたが、その協議次第によって事業着手の時期が変わってまいります。事業が令和3年度以降、時期的にはいつというのはなかなかお答えできませんが、できるだけ早いうちに、どういった利用をするのかという図面等がお示しできたらと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

部長のほうから今、御回答いただきました。何とか私の在任中にいい方向にいけたらいいかなと思って、まだこれから3年も5年もたっていますと、私の命もありませんので、早急に進めていただきたいと思っております。

その中で上部利用に伴う覆蓋のほうですが、地元の方からも、下羽栗小学校のPTAからも御要望をいただいております水路の関係ですが、今現在、下羽栗会館から西へ80メートルか100メートルぐらい未整備になっております。それは、私が議員になったころから進んでいないようなわけですが、地元の方の御理解が得られないということで、その区間だけ水路の覆蓋が未整備になっております。今、PTAのほうで下羽栗地区の子供たちが通学する道路に歩道がないものですから、そこは町民バスも通りますし、大型トラックも通るということで、何と

か水路の覆蓋はどうだろうか。その地元の理解が得られなくなってから15年、20年近くなりますので、そこら辺の考えと、今の貯留施設から下のほうへどんな予定でこれから進まれるのか、永久に下羽栗会館の下の分、また無動寺から米野まで、これは中学校の通学道路で前々から私も何回も議会で質問をさせていただいております。下羽栗地域の子供が笠中へ通うのに、やはり通学路の確保をするということで、覆蓋は早急に進めるというふうで学校の変更の条件に入っていたと思うんですが、水路の覆蓋についても一度、町長さんでもいいし、担当の建設課でも結構ですので、答えていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 下羽栗幹線の覆蓋については、先ほどもお答えをさせていただきましたが、これから先、きちっと覆蓋をして解消していくために、今、私どもは、国の補助事業として採択してやれないかを模索しながら対応を進めております。

第一に、これが進むとすれば、やはり水路の常識として下流部から進めていくことが先決になると思います。御質問があったように、下羽栗会館から西への80メートルぐらいのあいたところに関しては、お話があったように、当初からの状況も少し変わってきておりますので、またいろいろ家屋の補償等の問題も出てまいりますので、そういうことを調査しながら、やはりここが通学路にしても大事な部分でありますから、まずもってここが対応できないかを一度検討しながら対応を進めることを指示してまいりたいと思っています。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

水路の覆蓋等、まだまだこれから莫大なる予算がかかると思います。本当に地元の方の理解が得られないことには、事業は完成しないと私は思っております。

今言われた下羽栗会館から通称おふじの坂の間ですが、年数もたっておるような状態ですので、何とか事業を継続していただいて、次の世代に、我々の子供、孫があそこを通学道路として使えるように進めていっていただきたいということで要望しておきます。

次に、米野地内のピアゴから木曾川堤防、それから米野グラウンドまでの坂路の関係ですが、東西の今住んでいらっしゃるおうちが何とか理解を得られるかというようなことを聞いておりますので、何とか進めていただきたいと思っております。

これには、道路、坂路をつくるというのは大変な予算が要るわけですが、ピアゴの県道から木曾川堤防まで、また堤防の天端から今度南へ、河川環境楽園へ通じているわけですが、その道路は聞くところによると県道と聞いております。県道であれば、岐阜工業高校の野球グラウンドもありますし、河川環境楽園の河川敷の中を通る道ということで、県とか国に積極的に申し込むなり、補助事業として進めていただくのがいいんじゃないかと思っております。どの辺までが

県道で、町道はどこら辺ということはわかりづらいんですが、建設課でわかっておる範囲で聞かせていただきたい。

それにはやはり、今度の町長さんとか県会議員に頼んで、県の補助対象の工事に進めていただいて、少しでも、町単ということじゃなくて県の事業として進めないのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 御質問の県道か、それとも町道かというような御質問でございますが、ピアゴの東西に走っているのは県道でございますが、今後整備していく予定の南北の道路に関しては町道になります。堤防を挟んで河川環境楽園へ続く道については国との協議になりますので、そこについては国の事業として補助とか、いろんな御相談をすることができることは可能かと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） そうするとピアゴの交差点、東西はもちろん県道ですけど、南北はピアゴまでは町道ですか。それで、堤防まで上がるのところまで町道で、河川敷へ天端を超えて、坂路をおりたところからは、県道じゃなくて、国の管轄の道路ということで、町で整備できない道路ということですか。そういうふうに理解していいんですか。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 安田議員さんのおっしゃるとおりでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

坂路をつくるのは、大変莫大なる予算が要るわけですが、町長さんに頼んでいきますけれども、前からいろんな町内の方から聞いています。グラウンドからピアゴのほうへおりようと思いきや真ん中までおりていったら、下から車が来て、後ろへ下がれないので、前の人がバックしてくれる状態です。やはり笠松町の昔からの懸案事項ですので、東西の方のおうちの理解も得られるようでしたら、何とかこの坂路の整備をしていただきたいと思っております。再度、町長さん、その点をどのように、県とか国の予算に何とか、岐阜工業のグラウンドもあることだし、河川環境楽園の北から来る坂路ということで、国か県の補助対象にはならないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のピアゴから南への西と坂路に関しては、町単事業でやらなければならない事業になってくると思います。莫大な財政負担も考慮しながら、なおかつ、長年の念願

であった坂の安全上の整備というのは、両方を鑑みながら、地元の皆さんの御協力もいただきながら対応すること以上に、やはりまず町単事業としての財政対策を考えた上での方法だと思っています。

これは、議会の皆さんも一致した御協力をいただければできないものになりますので、よろしくひとつまたお力添えをいただきたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

本当に予算的にも難しい事業ですので、町長さんからも財源の確保はなかなかということは聞いております。それはわかっておりますが、優先的にどれを町民のために尽くすかということで、後先をしっかりと見きわめていただいて、米野の坂路の問題も早急に前向きに検討していただくよう要望しておきます。地元の皆さんの協力があることですが、あそこは子供の通行時間帯の通学道路もありますし、覆盖もありますので、それに伴って大きな予算が要ると思いますが、何とか進めていただきたいと思っております。

それから、競馬場の跡地の利用ですが、競馬場も今売り上げが伸びているんですが、売り上げが伸びたところで、やはり借地ということで、これからも莫大な予算が要ると思います。心配しておるのは、3年先、5年先にひょっと移転した場合に、地主の方が何百人とおられると思いますけれども、一人一人が目的の違ったことをやりにかかると、そこに住宅を建てたり、工場を建てたり、いろんな建物が建ったりで収拾がつかないことになると思います。よく笠松町も考えて、笠松町としても大変地盤がいいところの土地だろうと思いますので、そこら辺は行政の指導をもとに、もし移転があったら、このような利用を考えておりますと示し、商業地域になり住宅地域、また大きな商業地区、店舗を勧誘するとか、大企業を誘致するとか、そういうことはある程度方針を決めたほうが地主の方の理解を得られると思います。お一人お一人が考えが違ったことにしていくと、あと収拾のつかないようなことになると思います。跡地利用は今すぐということじゃないんですが、これから4年、5年、どんなふうに町長さんは考えておられるのか、聞かせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 円城寺厩舎の問題は、競馬場の施設改修事業等のマスタープランにおいて、青写真を今つくっているところであります。

先ほど申し上げたとおり、ほとんどが借地でありますから、そういう問題もクリアをしなければなりません。と同時に、円城寺厩舎自身が今どうするかということも競馬組合の事業状況を見きわめながらやらなければなりません。また、移転を決めたわけでもありませんし、そういうことを町が言うことでもありませんので、競馬組合の状況をきちっと把握しながら対応を

進めることは、町としては大事なことだと思います。

第一歩として、私どもは、笠松町の都市計画マスタープランの中において、これからの地域の土地利用について漠然とはありますが、うたって進めております。そういう状況を一步一步進めながら、囲いながら、将来、円城寺厩舎の移転の問題ができたときには、真っ先にまず地権者の皆さんにお話をすると同時に、順番をきちっと見きわめながら対処していくこと。先に、ほかのところの機関がその地域の開発を言うことでは、地主の皆さんとの理解が得られなくなりますから、段取りだけはとりながら進めていくことが大事だと思います。

特に、地元の御出身である安田議員には、その辺の状況等も把握をしていただいて、また競馬議員でもあり、町議会議員でもあるお立場の中からしっかり判断をしていただいて、行政や競馬組合の間の中継ぎをしていただきながら、ここの地域がみんなが納得できるような開発ができればいいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

莫大な土地ですが、競馬場全体の問題ですので、今すぐ移転をするとかそういうことではなくて、将来的に地域をどのようにするかということは、我々、下羽栗地区に住んでおる者にしては、何とかいい方向に進んでいっていただきたいと思っております。

大きな災害や事故はないんですが、建物も老朽化して、火災等があったら馬はどうなるのかと思っいていつも心配しています。火災でもあったら馬は外へ逃がすのか、そこら辺のことは競馬組合と地主の問題としてじゃなくて、やはり行政もその中へ入って、地域の発展にはどうしたらいいかということも人助けできればいいと思っておりますので、次の世代に向けてどうかいいアドバイスをいただけますようによろしくお願いいたします。

最後になりますが、木曾川右岸堤防道路、J R下からバイパスの下の問題は、町にお願いして設計まで進んでおったんですが、地元の理解を得られないということで、なかなか前へ進まない状態です。今思うには、交通量もますます多くなり、大変スピードが出るような状態です。そんなふうで再度質問させていただきますが、ここを何とか一、二年のうちに設計を見直しても、少しでも子供たち、また歩道を歩いている人のため、整備とか信号の設置等、何とか進めていただきたいと思っておりますが、今現在の考えをもう一度聞かせていただきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほども答弁させていただいたように、以前、議会からも交通対策会議で視察をいただいて、いろいろ御指導いただいた後、私どももコンサルタント会社と委託をして、あそこの道路の計画をさせていただいたわけでありまして。

計画をさせていただいた中で、いろんな地主の皆さんとの問題点があつて、対応ができなか

ったんですが、以前とは変わってきつつある状況もあります。この件に関しては、申し上げたとおり、毎年、町政懇談会的时候において、お地元の町内会から強い御要望をいただいております。そういうことも加味しながら、私どもは、ここの道路の改良について優先的に考えて進めるように準備をし、そして地主の皆さんとの状況等も解決をしながら、一步一步進めていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田敏雄議員。

○8番（安田敏雄君） いろいろと御質問させていただきました。

本当に建設事業にしても、継続事業や新規とかいうことでは大変限られた財源の中、今すぐということはなかなかできませんけれども、やはり令和の時代に入って、まだまだこれから社会保障、いろんな問題、ほかには財源の問題もいろいろありますが、何とか町民のために我々議員も頑張りますけれども、執行部も心をしっかり足を地につけて頑張っていっていただきたいと思えます。

質問は終わりますけれども、最後になりますが、笠松町長として、この6月には任期が迫っております。今限りで勇退されると聞いております。私個人としても、また一議員としても、長くにわたってこられたのも町長さんのおかげだと思っております。この間、幾つかの諸問題に対して一つ一つ立派に遂行されたことを強く感じております。長い間御苦労さまでした。

今後は健康に留意されて、また町民に対して、行政に対して御指導、御鞭撻のほどお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって、一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時45分